

3 - 2 - 2 - 4

韓国検疫調査報告

【調査日時】平成 29 年 2 月 13 日（月）～2017 年 2 月 14 日（火）

【調査者】	那覇検疫所	本馬 恭子
	検疫業務管理室室長補佐	新妻 淳
	健康局結核感染症課 IDES 医療専門職	井手 一彦

【目的】

近年、交通手段のめざましい発達、それに伴う国際的な人や物の往来の増加等により、我が国においては、航空機及び船舶による外国からの来航が飛躍的に伸びている。一方で、それに伴って我が国に常在しない感染症が侵入するリスクも増加している。

このような状況の中、検疫所の役割は空港検疫及び船舶検疫の両面において感染症蔓延に対する水際対策を担う部門として大きな意義をもつ。

しかし、我が国の検疫施策の根幹となる検疫法令は、現状にそぐわない部分も少なからず見受けられるようになってきていることから、この度、諸外国の検疫法令等の現状を調査し我が国の検疫関係法令の位置づけを確認することを目的とし、その一環として、大韓民国(韓国)の検疫関係法令等および実際の水際対策の調査を実施した。

【訪問行程】

平成 29 年 2 月 13 日

14:00-16:30 韓国 CDC 会合
Centers for Disease Control and Prevention (KCDC)
Division of Quarantine Management Director Hong Sung-Jin
Assistant Director Lee Soon Ok
Deputy Director Kim Jung-Yeon and Son, Tae-Jong

平成 29 年 2 月 14 日

10:30-12:15 仁川検疫所 会合 庁舎見学
Incheon National Quarantine Station
Director Kim Boghwan

13:50-17:00 仁川空港検疫所 会合 空港施設見学

Incheon Airport National Quarantine Station

Division of General Kim In-Ki

Team Manager Han Jeong-Ho

検疫法令関連事項の確認

1. 検疫業務を規定する法令事項の確認

1) 法令体系について

○検疫業務はどのような法令体系の下に実施されているのか。

検疫感染症に関する検疫業務は、「検疫法」「検疫法施行細則」に則って行われ、「検疫法」で対処できない場合には、毎年改訂される「検疫業務ガイドライン」で対処する。

2) 国内他法令との関係について

○水際対策と国内感染症対策とは一体の法令体系であるのか。または、それぞれ別々の法令体系であるのか。

全ての港における検疫業務は「検疫法」に則って執り行われる。国内における感染症対応は「感染症管理予防法」に従う。

3) 国及び地方自治体との関係について

○検疫における対応において、国及び地方自治体との関係はどのようになっているのか。

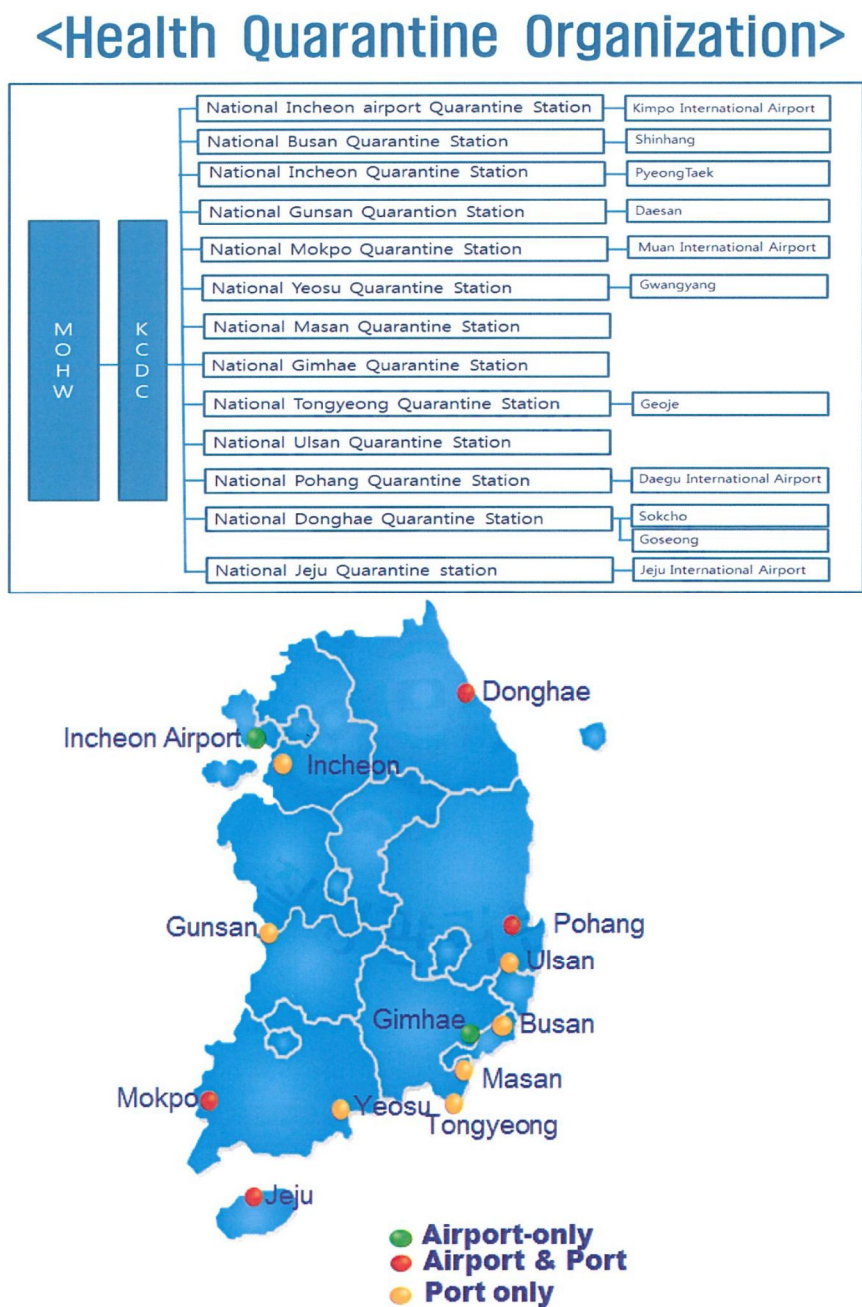
検疫エリアで疑似症患者が確認された場合、検疫官は自治体（保健所）へ濃厚接触者リストを報告しなければならない。さらに、感染症流行地滞在中に発熱や下痢症状を呈した人、またはそのような地域から入国する際に前述の症状を呈している人を検疫官が見つけたときは、同様のものを管轄保健所へ報告しなければならない。

4) 検疫空港及び検疫港について（図1）

○国内に存在する空港または港は、全て検疫対象の場であるのか、それともそれらの一部の空港または港であるのか。

韓国における検疫業務は、国内すべての港で行われる。検疫所 13 か所、支所 11 か所、検疫港 42 か所（空港検疫所 2 か所、空港ならびに海港検疫所 4 か所、7 海港検疫所 6 か所）

図1 韓国の検疫組織・検疫所



5) 検疫対象感染症について

○検疫法令において、検疫対象とする感染症は具体的にどのような感染症か。

検疫感染症は「検疫法」に記載されている。「検疫法」に記載されていない感染症で、「公衆衛生上危機となる感染症」に指定されているもの、もしくは国の脅威となり得るもの場合は、独立した法的根拠である「公告」を発出する。

(検疫感染症；コレラ、ペスト、黄熱、鳥インフルエンザ、ポリオ、MERS)

○検疫対応にベクターによる感染症とそれ以外の感染症で、法令規定に差があるか。

「検疫法」「検疫法施行細則」「検疫業務ガイドライン」がある。具体的には、各感染症のガイドラインに従って検疫業務が行われる。呼吸器疾患はMERSと鳥インフルエンザガイドライン、ベクターによる感染症はジカウイルス対応ガイドラインに基づく。

6) 入国時の検疫対象について

○航空機、船舶、人、貨物、動物など、どこまで検疫を行うのか。

航空機、船舶、人、貨物は国立検疫所で対応。動植物は農林畜産食品部（日本の農林水産省に該当）所管の農林畜産検疫検査本部で行われる。検疫対象によって監督部署が異なる。

7) 検疫方法について

○空港及び海港における検疫方式は、どのようなものか。

空港においては、流行地からの入国か、非流行地からの入国かで検疫対応が分かれる。流行地から人が入国する場合、検疫官は発熱及び健康状態を尋ねる質問票の提示を求める。特に高リスクエリア（例：MERS 流行地）から入国の場合は、特別検疫を行う。

特別検疫とは、検疫官が降機場にまで直接出向き、一人ずつ体温を測定する。これにより疑似症例に対する迅速な対応が可能となる。

海港においては、流行地から入国する際は乗船(臨船)検疫を行う。

船舶の検疫は無線検疫と臨船検疫の2種類がある。船種を問わず非汚染国からの船舶は無線検疫、汚染国からの船舶は臨船検疫が原則である。

汚染国からの船舶はすべて臨船検疫対応（通常30分程度で施行）。

非汚染国からの船舶に有症者がいれば臨船検疫に切り替える。

○海港において、ブース検疫方式は採用しているのか。

すべての国際港にブースを設置している。

(検疫感染症) 汚染国からの乗客の全員から質問票を回収している。質問票は機内で記入するのが原則であるが、カウンターの隣に記載台も設置されていた。

2017年4月からは新たに検疫情報システムが稼働し、これは検疫拠点カウンター（ブース）でパスポートスキャン、質問票（図2）スキャン、体温測定を乗客全員に実施させ、スマート検疫システムで検疫の個人情報が増加され入力されることになる。（汚染国から入国の場合のみ質問票使用。）これはDUR（Drug Utilizing Review；医薬品安全情報）への

情報提供、ショートメッセージによる情報提供にも利用される。また疑似症患者との濃厚接触者の特定にも効果を発揮し現在 6~7 時間かかっている特定作業が数分で終了し、関係機関との情報共有の時間短縮となる。

図 2 質問票

HEALTH QUESTIONNAIRE 健康状態調査表				
Name(姓名)	Sex (性別) <input type="checkbox"/> Male(男) <input type="checkbox"/> Female(女)			
Nationality (国籍)	Birthdate (出生日期)			
Passport No. (护照号码)	Arrival Date (到达日期)			
Vessel · Flight · Train · Car No. (船舶 · 航空 · 火车 · 汽车)	Seat No. (座位号码)			
Contact address in Korea (韩国联系地址)				
Mobile Phone No.(手机番號)				
Please list all countries you have visited in the last 21 days before arrival. 请填写过去二十一天之内停留过的国家。				
1)	2)			
3)				
If you currently have or have experienced any of the following symptoms in the past 21 days, please check everything that applies to you. 过去二十一天之内或现在如有以下症状请在症状前划“√”。				
<input type="checkbox"/> Diarrhea (腹泻)	<input type="checkbox"/> Vomiting (呕吐)	<input type="checkbox"/> Abdominal pain(腹痛)	<input type="checkbox"/> Fever (发烧)	<input type="checkbox"/> Chill (寒颤)
<input type="checkbox"/> Runny or stuffy nose (流鼻涕, 鼻塞)	<input type="checkbox"/> Cough (咳嗽)	<input type="checkbox"/> Sore throat (咽喉痛)	<input type="checkbox"/> Muscle pain (肌肉酸痛)	<input type="checkbox"/> Headache (头痛)
<input type="checkbox"/> Shortness of breath (呼吸困难)	<input type="checkbox"/> Rash (起疹)	<input type="checkbox"/> Mosquito bite (蚊子叮咬)	<input type="checkbox"/> Red eyes (眼睛充血)	<input type="checkbox"/> Others(其他)
If you make a false statement concerning your health or fail to fill out the Health Questionnaire, you may face a sentence of up to one year of imprisonment in accordance with Articles 12 and 39 of the Quarantine Act. 写本调查表时, 依据「检疫法」第十二条及第三十九条规定, 可被判一年以下的徒刑或一千万元(韩币)以下的罚款。				
Date		(MM/DD/YYYY)		

○検疫の際に、発熱把握のためにサーモグラフィー機器を使用するか。

- ・サーモグラフィーを使用する。
- ・クルーズ船の臨船検疫では乗客全員をサーモグラフィーでスクリーニングし、貨物船の場合は耳式体温計で体温測定。有症者、発熱者がいれば下船禁止し船内隔離、仁川検疫所で検査を行い、検査で陽性になれば CDC に報告。CDC が指示する病院へ搬送隔離入院の流れになっている。

仁川空港には 6 つの拠点検疫カウンター（ブース）があり、すべての入国する乗客をサーモで体温スクリーニングしている。空港には 6 つの拠点検疫カウンター（ブース）があり、すべての入国する乗客をサーモで体温スクリーニングしている。

8) 有事検疫体制について

○検疫体制は平時と有事で異なるのか。異なる場合、どのような条件のときに平時体制から有事体制に移行するのか。

異なる場合には、どのような状況で有事に移行するのか。

移行の指令は、どの組織が行うのか。

移行への規定は法令上、どの部分に規定されているのか。

保健福祉部（日本の厚生労働省の厚生に当たる）が実施手引きを準備している。それは「感染症危機に対する国家公衆衛生対策に関する基本的手引き」に従っている。

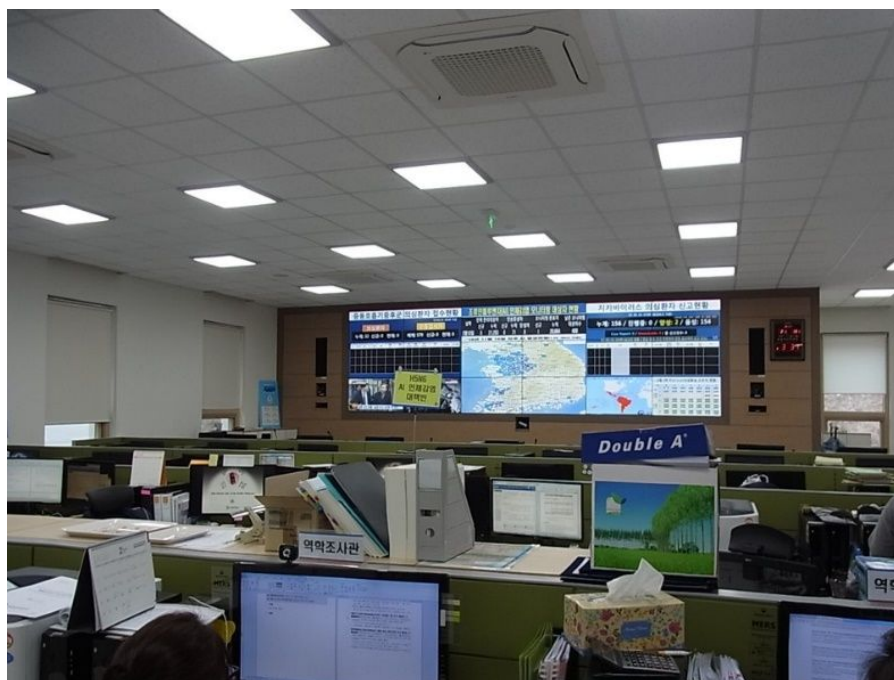
・有事体制への移行は、韓国国内における感染症拡散に対する危機評価基準に基づき決定され、保健福祉部の公衆衛生政策長官(Public Health Policy Director)が危機評価会議を設置、開催し、そこでの評価意見が保健福祉部へ提言され、最終決定が行われる。

検疫のみではなく国内発生も含め CDC 内の EOC (Emergency Operation Center 図 3)が平時、緊急時の対応を担っている。

・平時のルーチン業務；情報収集(24 時間 365 日)、データ解析、リスク評価を行い、報告と情報提供、緊急時の計画訓練を行っている。例えばジカウイルス感染症汚染地域へ渡航した国民が体調に異常をきたした場合 1339 へ電話をすれば相談を受けられる。

・緊急時の業務；管理の集中、集権化、情報収集と発信、自治体との協力、医療、物資の支援を行う。MERS 事案後に新たに Rapid Response Team が創設され、緊急時に CDC の疫学調査チームだけでは対応出来ない際に、現場に急派されることとなった。構成員は CDC から派遣される防疫官(Director)、現場管理官、疫学者、行政支援官、統計学者、検査技師の 6 人に外部から内科医と予防医学医の 2 人を合わせた 8 人/チームであり、現在 10 チームが準備されている。なお事案発生時は 6 時間以内に疑似患者を隔離、検査することになっている。

図3 EOC内



9) トランジット客対応について

○航空機や船舶において、トランジット客に対する検疫はどのようにしており、法令のどの項目を用いているのか。

乗り継ぎ客に対する検疫は「検疫法」に明示されているものの、詳細な記載はない。

しかしながら、乗り継ぎ客は国際外交問題といった、いくつかの問題を抱えていることから、各検疫感染症に関するガイドライン（例：MERS ガイドライン、エボラウイルスガイドライン）で乗り継ぎ客の対応が記載されている。

10) 死体の解剖について

○検疫において、死体の解剖等を行う場合があるのか。そのような場合には、誰が、どのような立場で、どの法令に基づいて行うのか。

「検疫法」第15条（検疫業務:Quarantine Measures）で「必要であれば解剖を行うべき」と記載されているが、韓国では解剖を検疫区域で行っていない。しかしながら、検疫部門が書類を審査し、解剖が必要と判断された場合には、実施する。もし（検疫）感染症に罹患している可能性がある人、又は感染症罹患（の遺体）を見つけたときには、葬儀法（Act on Funeral Services）第2条第16項に従い、親族から承諾を得る。

自治体での場合は、感染症管理予防法第20条（Dissection Order）に則って行われる。

1 1) 検疫区域の概念について

○航空機及び船舶においては検疫区域という概念があるのか。ある場合、検疫区域はどこに設定されているのか。特に、船舶における検疫区域は港の沖であるのか、岸が検疫区域に設定されている場合があるのか。それらは法令のどの部分で規定されているのか。

すべての国際空港と海港で周辺 200m の範囲が検疫区域とされている。海港では（無線）検疫、海上検疫の両方を行っている。

1 2) 無線検疫について

○無線検疫は法令で規定されているのか。規定されている場合、船舶のみか航空機も規定されているのか。

規定されている場合、どのような条件において行われるのか。

検疫法の下、船舶代理店が船長の代理で「検疫情報システム」を使って無線検疫を申請する。

無線検疫を受ける船舶は検疫所（のある港）に停泊するが、到着前に詳細情報（船舶名、船長名、船籍、船種と貨物品名、到着日、感染症流行地域の航行歴、感染症の状況、検疫感染症例の有無、死者・病人の有無など）を港の管轄者である検疫所長に提示する。それらを審査した結果、検疫感染症がその船舶によって持ち込まれないと判断された場合、無線検疫済となる。

検疫法では、航空機は無線検疫の対象では無い。

1 3) 出国検疫について

○出国検疫は法令で規定されているのか。

検疫法は出国検疫と入国検疫を別個に明示していないが、現在は（入国）検疫のみを実施している。というのもそれが国民を守るための最優先事項であるからだ。しかしながら、危機発生時は出国検疫も行われるかもしれない。

2015 年の MERS 事案の際は、MERS 疑似症との濃厚接触者に対して出国禁止などの緊急対応が執り行われた。

1 4) 港湾衛生検査及び船舶衛生管理について

○港湾衛生調査業務や船舶衛生管理業務は、検疫法令の中で規定されているのか。

港湾衛生調査業務や航空機・船舶衛生管理業務は、「検疫法」「検疫法施行細則」「検疫業務ガイドライン」に従って、港湾保健衛生管理は検疫区域で執り行われえる。

15) 予防接種について

○予防接種業務については、検疫法令の中で規定されているのか。

「検疫法」「検疫法施行細則」「検疫業務ガイドライン」に従って海外渡航者へのワクチンプログラムを行っている。

現在、黄熱とコレラワクチンを行っている。

参考までに、国家ワクチンプログラムは「感染症管理予防法」に基づいて行われている。

16) 輸入動物について

○輸入動物（哺乳類や鳥類等）については、検疫法令の中で規定されているのか。

動物検疫は行っていない。農林部門の検疫が担当している。

2. 有事検疫体制及び対応の確認

1) 有事と平時の検疫体制の違いについて

○具体的にはどのような体制及び対応をとるのか。隔離、停留、健康監視という検疫処置規定はあるのか。ある場合、どの行政管理当局が主体となっていくのか。検疫に関する特別の医療機関は存在するのか。

別添2を参照。「韓国感染症有事体制 韓国語」

3. その他

1) 組織

○国及び/あるいは地方自治体の検疫担当部署の位置づけ

○それぞれの役割

○検疫部署の数

4)「検疫空港及び検疫港について」および図1を参照)

2) 人員

○検疫要員のおよその数

○検疫要員の職種、身分

○職員数

総計 362 名 表 1 参照

表 1 Number of staff

表 1

(정원, '17.2.8기준)

계	332
Incheon airport Quarantine station	109
Busan Quarantine station	49
Incheon Quarantine station	33
Gunsan Quarantine station	18
Mokpo Quarantine station	17
Yeosu Quarantine station	22
Masan Quarantine station	11
Gimhae Quarantine station	17
Tongyeong Quarantine station	17
Ulsan Quarantine station	21
Pohang Quarantine station	17
Donghae Quarantine station	15
Jeju Quarantine station	16

3) 予算

○最近の検疫部署関係のおよその予算規模

81 億 5200 万ウォン (約 8 億 700 万円、 2 月 21 日 1 ウォン = 0.099 円)

4. ウェブサイトに記載された検疫関係法令の URL

<http://www.moleg.go.kr>

<http://www.law.go.kr>

<http://cdc.go.kr>

<http://nqs.cdc.go.kr>

<http://travelinfo.cdc.go.kr>

現地での情報交換

韓国 CDC における情報交換

主なテーマは EOC (Emergency Operation Center) と Smart Quarantine System について、韓国 CDC から説明を受け、質疑応答意見交換を行った。

EOC (Emergency Operation Center) 組織・業務紹介

概要

1. 設立の経緯

2015 年 10 月 MERS 対応の失敗 (中央集権的コントロール失敗、コミュニケーションロス) をきっかけに防疫システムが見直され、2016 年 1 月 1 日に KCDC 局長の位置づけが次官級に格上げされ、EOC (危機管理室) が局として再編され、24 時間体制の Situation Room が設置された。

2. 体制

EOC は KCDC の中に設置されており、時間帯で業務内容は異なる。EOC operation は 3 人のスタッフが日勤帯(9:00 ~ 18:00)対応だが、24H Situation Room は 24 時間 2 人一組で 3 交代制 (7:00 ~ 15:00、 15:00 ~ 23:00、 23:00 ~ 7:00) を取り危機評価を実施している。現在 EOC スタッフ数は約 40 名であるが、2018 年の新棟竣工に伴い、100 名体制になる予定である。

Situation Room 内は最大 40 ~ 50 人が同時に活動でき、TV 会議用設備が 3 室あるので非常時は関係機関からの派遣者が詰めることもできる。(図 3)

3. 平時の業務

平時のルーチン業務と緊急時業務は対応が異なる。ルーチンでは情報収集(24 時間 365 日)、データ解析、リスク評価を行い、報告と情報提供、緊急時の計画訓練を行っている。例えばジカウイルス感染症汚染地域へ渡航した国民が体調に異常をきたした場合 1339 へ電話をすれば相談を受けられる。

4. 緊急時の業務

緊急時は管理の集中、集権化、情報収集と発信、自治体との協力、医療、物資の支援を行う。MERS 事案後に新たに Rapid Response Team が創設され、緊急時に CDC の疫学調査チームだけでは対応出来ない際に、現場に急派されることとなった。構成員は CDC から派遣される防疫官(Director)、現場管理官、疫学者、行政支援官、統計学者、検査技師の 6 人に外部から内科医と予防医学医の 2 人を合わせた 8 人/チームであり、現在 10 チームが準備されている。なお事案発生時は 6 時間以内に疑似患者を隔離、検査することになっている。

Smart Quarantine System の紹介

概要

1. 背景

ウイルス感染症は感染し発症までの潜伏期間が長いので、検疫では補足できず入国後に発症することが多い。例えば韓国でのジカウイルス感染症は昨年 20 人ほどいたが全員が入国後国内で発症している。また 2015 年に MERS が流行した。サウジアラビアからの 1 人の帰国者から 186 名に感染が拡大し、38 名が亡くなった。

そのため検疫時ではなく入国後に発症することを予想した対応策が必要である。このような背景もあり、スマート検疫システムを導入した。

2. スマート検疫システム

韓国民には住民番号（外国籍でも 90 日以上韓国へ滞在する人は外国人登録番号がある）が与えられている(背番号制)。住民番号を持ち韓国の携帯会社と契約している人が 汚染地域に渡航し同地で携帯の電源を入れるだけで、ローミングサービスシステムを利用して同地域での滞在歴が登録され、その渡航情報がスマート検疫システムにアップされる。(図 4)

KCDC には汚染地域に韓国人が何人滞在しているのが毎日更新される（見学時にはジカウイルス感染症の汚染地に 39 カ国、46,676 名の韓国人が滞在していることが示されていた）。

また、汚染国から何人が帰国したのかも把握している。帰国後当日、3 日後、5 日後、10 日後、スマートフォンまたはモバイルに健康状態注意喚起と感染症情報がショートメッセージで送信される。また帰国者が体調不良で医療機関を受診した場合、医師がカルテ記載時に個人番号、電話番号を入力すると DUR(Drug Utilizing Review ; 医薬品安全情報)を介してポップアップで受診者の渡航情報が提供される。その情報に基づき検査などが追加され、早期発見に役立つ。現在はモバイル会社 1 社 (KT) の協力のもと実施しているが、今後、他の大手 2 社とも連携する予定。

図 4 スマート検疫



仁川検疫所における情報交換

組織の概要

韓国の 13 検疫所の内訳は、空港のみを担当する検疫所は 2 か所(仁川空港検疫所、金海検疫所)、空港 + 港を担当する検疫所が 5 か所(資料では 4 か所)、港のみを担当する検疫所が 6 か所(資料では 7 か所) がある。(資料で仁川検疫所は港のみになっているが、実際には清州空港も担当しているのでそれが資料には反映されていない可能性がある。)

仁川検疫所は韓国 13 検疫所の一つで仁川港(20 名)、平沢支所(平沢港 9 名、清州空港 4 名)を 33 人で担当している。立地としては仁川港から平沢支所までは 150km 離れている。

仁川検疫所(本所)は 3 係(庶務、検疫、検査)に 19 人が在籍し、検疫は 1 日 2 交代制(2 人ペア)で 24 時間対応。

検疫の特徴

船舶の検疫は無線検疫と臨船検疫の 2 種類がある。船種を問わず非汚染国からの船舶は無線検疫、汚染国からの船舶は臨船検疫が原則である。

- ・汚染国からの船舶はすべて臨船検疫対応(通常 30 分程度で施行)。
- ・非汚染国からの船舶に有症者がいれば臨船検疫に切り替える。
- ・仁川港へは 60 か国の汚染国から毎日 20 隻程度入港。

入港する船舶情報は、船舶代理店が船舶の情報(発航地、乗客の個人情報など)として検疫情報システムに入力し CIQ 代理店などで情報を共有している。非汚染国、汚染国からの発行地が一目で識別できるよう船舶名のセルが色分けされている。船舶名をクリックすると乗客の情報を含む船舶の情報が表示される。乗客がどこに滞在したかすべて把握できるシステムである。

クルーズ船の臨船検疫では乗客全員をサーモグラフィーでスクリーニングし、貨物船の場合は耳式体温計で体温測定。有症者、発熱者がいれば下船禁止し船内隔離、仁川検疫所で検査を行い、検査で陽性になれば CDC に報告。CDC が指示する病院へ搬送隔離入院の流れになっている。

検疫が済んだ船舶情報も検疫情報システムを介して検疫所間で共有される。

- ・規模としては釜山の検疫所が一番大きく、次に仁川である。
- ・クルーズ船の増加、旅客機の増加で検疫実数は上昇傾向。
- ・クルーズ船は日中の入港が多く、夜間は貨物船が多い。

予防接種業務

予防接種業務として黄熱、コレラのワクチンを接種している。週5日実施（検疫官医師が対応）

検査業務

全検疫所に検査設備は備わっている。仁川検疫所では年間約1万検体を検査している。細菌検査 BSL2 レベルに対応している。

仁川空港検疫所における情報交換

組織の概要

仁川空港検疫所は仁川空港と支所の金浦空港を所轄している。

庶務の所在する本部は検疫所単独庁舎（4階）で庶務、検査室（BSL3：承認待ちであり、本年3月頃から許可を得て使用することになる）、隔離停留室（陰圧室個室が50室 図5）、講堂が設置されている。陰圧管理はされていないが停留室が設置されている検疫所が他に2カ所ある。停留室からの排水はすべて消毒後に下水へ排水される。検疫は空港ターミナルに事務所がある。

停留者への食事も検疫所に対応する（ケータリング）。ハラルフードの準備なども考えている。

図5 陰圧室外観



検疫の特徴

検疫感染症の2～3割は検疫所で発見されるが、7～8割は市内で発症している。そのため入国後に症状が出現した場合は1339 (Emergency Medical Information Center)へ電話をするよう広報している (現在1339は日本語を含めて複数の言語で対応可能)。

2017年4月からは新たに検疫情報システムが稼働し、これは検疫拠点カウンター (ブース 図6) でパスポートスキャン、質問票 (汚染国から入国の場合のみ) スキャン、体温測定を乗客全員に実施させ、スマート検疫システムで検疫の個人情報が追加され入力されることになる。これはDUR (Drug Utilizing Review ; 医薬品安全情報 に記載) への情報提供、ショートメッセージによる情報提供にも利用される。また疑似症患者との濃厚接触者の特定にも効果を発揮し現在6～7時間かかっていた特定作業が数分で終了し、関係機関との情報共有の時間短縮となる。

空港には6つの拠点検疫カウンター (図6) があり、すべての入国する乗客をサーモで体温スクリーニングしている。中東からの直行便の乗客の入国ラインではカウンターを通過しない (構造的に欠陥) ので機側検疫を実施している。その他カウンター通過しない動線で入国する乗客の場合も機側検疫を実施している。6拠点カウンターを18人で運用しており、機側検疫の際は6人が出向く。

検疫感染症のチェックについては、汚染国からの乗客の全員から質問票を回収している。質問票は機内で記入するのが原則であるが、カウンターの隣に記載台も設置されていた。質問票の提出は義務 (2016年5月から) であり、違反は1年以下の懲役または1000万ウォン以下の罰金が科せられる (現在回収率は98%)。また、質問票記載および罰金制度について空港内に巨大なポスターが設置されている。

発熱者に対しては検疫官が質問をし、診察が必要なら検疫官室 (2か所) へ検疫官同伴で誘導し診察、検体採取、一時待機 (陰圧室ではない) などが実施される。

図6 拠点検疫カウンター (ブース)



現在の汚染国対応

現在、台湾とフィリピンがコレラの汚染地域に追加指定されており、質問票の徴取枚数が増加し、その対応に追われている。

中東便は1便あたり200～500名が搭乗している。全員から質問票を回収するとともに乗客一人ずつ非接触体温計で体温を測定し、体温が高い場合はさらに精度の高い体温計（耳式体温計）を用いて対応している。

その他

検疫感染症以外の感染症にも関係機関との連携で対応している。例えば生物テロに関しペストや炭そ菌の同定キットを使用したり消毒を行ったりする。昨年は22件の案件があった。また結核患者に関しては重点管理対象リストが検疫所を含め必要な関係機関に情報提供されており（出稼ぎ労働者で韓国滞在中に治療途中で帰国し、母国での治療証明書を所持しない）結核患者の入国を拒否することがある。

渡航者への啓蒙が最も重要と考え広報活動を重点的に行っている。空港内アナウンス、機内アナウンス、モニター、パンフレットで注意喚起を実施している。出発カウンター（非制限区域ではないので、出国者以外も利用可能）では海外での感染症情報を提供し、マスク、手指消毒剤、虫よけ剤、体温計などを希望者に配布している。（45セット/日以上 図7）

図7 広報活動用サンプル

